普通階・無窓階算定書

年　　月　　日　作成

防火対象物　　名　称 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

階	有効開口部計算式	有効開口部面積合計(㎡)	基準開口面積（A／30）	階床面積（A）	算定結果	※消防機関判　定
			㎡	㎡	普・無	普・無
			㎡	㎡	普・無	普・無
			㎡	㎡	普・無	普・無
			㎡	㎡	普・無	普・無
			㎡	㎡	普・無	普・無
			㎡	㎡	普・無	普・無
			㎡	㎡	普・無	普・無
			㎡	㎡	普・無	普・無
			㎡	㎡	普・無	普・無
			㎡	㎡	普・無	普・無

【有効開口部建具表】

（　　階）

階床面積（A）	基準開口面積（A/30）	有効開口部面積合計	算定結果	※消防機関判　定
㎡	㎡	㎡	普・無	普・無

建具記号	開口部位置	開口部種別	ガラスの種別・厚さ	フィルムの有無	床からの高さ(m)	幅(m)×高さ(m)×所在数	開口部面積小計(㎡)

【有効開口部建具表】

（　　階）

階床面積（A）	基準開口面積（A/30）	有効開口部面積合計	算定結果	※消防機関判　定
㎡	㎡	㎡	普　・　無	普　・　無

建　具記　号	開口部位　置	開口部種　別	ガラスの種別・厚さ	フィルムの有無	床からの高さ(m)	幅(m)×高さ(m)×所在数	開口部面積小計(㎡)

【有効開口部建具表】

（　　階）

階床面積（A）	基準開口面積（A/30）	有効開口部面積合計	算定結果	※消防機関判　定
㎡	㎡	㎡	普　・　無	普　・　無

建　具記　号	開口部位　置	開口部種　別	ガラスの種別・厚さ	フィルムの有無	床からの高さ(m)	幅(m)×高さ(m)×所在数	開口部面積小計(㎡)

普通階・無窓階算定書記載要領

１　地上階について、消防法施行規則第５条の３の規定に適合する開口部のみ計上すること。

⑴　直径１ｍ以上の円が内接することができる開口部又は幅７５㎝以上高さ１．２ｍ以上の開口部。（以下、「避難上又は消火活動上有効な開口部」という。）

⑵　実際に開口できる部分で、直径５０㎝以上の円が内接することができる開口部。（以下、「避難上有効な開口部」という。）

⑶　上記⑴及び⑵の開口部については、次のアからエの条件をすべて満たすこと。

ア　床面から開口部の下端までの高さは、１．２m以内であること。

イ　開口部は、道又は道に通ずる幅員１ｍ以上の通路、その他の空地に面したものであること。（１１階以上の階は除く。）

ウ　開口部は、格子その他の内部から容易に避難することを妨げる構造を有しないものであり、かつ、外部から開放し、又は容易に破壊することにより進入できるものであること。

エ　開口部は、開口のため常時良好な状態に維持されているものであること。

２　避難上又は消火活動上有効な開口部については、その建具記号を〇で囲むこと。

３　「開口部位置」欄には、その開口部が位置する東西南北の面を記入すること。

４　「開口部種別」欄には、「引き違い窓」・「縦軸回転窓」・「水圧開放装置付」等の種別を記入すること。

５　「ガラスの種別・厚さ」欄には、「普通板ガラス」・「網入り板ガラス」・「複層ガラス」等の種別とその厚さを記入すること。

６　窓ガラス用フィルムの貼付の有無を記入すること。

※ 貼付する場合は、貼付する窓ガラス用フィルムの仕様書及び貼付位置等を示した図書を添付すること。

７　「床からの高さ」欄には、床面から開口部の下端までの高さを記入すること。

８　数値はその都度、小数点第３位以下を切り捨てること。

９　普通階の判定については、次の⑴及び⑵によること。

⑴　１０階以上の階・・避難上又は消火活動上有効な開口部を２箇所以上有し、かつ避難上有効な開口部との面積合計が当該階の床面積の１／３０以上なら「普通階」と判定すること。

※ 避難上又は消火活動上有効な開口部は、できる限り相対する位置に設ける等消火活動が有効に行えるような位置であること。

⑵　１１階以上の階・・避難上有効な開口部の面積合計が当該階の床面積の１／３０以上なら「普通階」と判定すること。

１０　算定書の次に位置図、平面図、キープラン及び建具表を添付し、避難上有効な開口部、避難上又は消火活動上有効な開口部を朱色で囲んで明示すること。

１１　屋外から水圧によって開放できる装置（水圧開放装置）を備えたシャッター等で、その構造及び性能の基準並びに設置基準（昭和52年12月19日消防予251号通知）に適合するものについては、有効な開口部としてみなす。

１２　太枠内の※印の欄は記入しないこと。